指名停止措置に関する調書

1. 指名停止措置業者

住 所 (本 社) 北海道札幌市中央区南七条西1丁目21番地1

(支 社)福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目6番3号

商号又は名称 明治コンサルタント株式会社

2. 指名停止措置期間

令和6年10月1日 ~ 令和7年3月31日(6か月間)

3. 事実の概要

福岡県飯塚農林事務所が令和6年8月8日に行った指名競争入札において、落札者となったが、正当な理由なく契約を辞退したため。

4. 指名停止措置理由

上記のことは、篠栗町指名停止等措置要綱別表その2第9号に該当する。 従って、本件については、指名停止6か月間とする。

(指名停止措置要綱別表その2第9号の抜粋)

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為)	
9 別表その 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務	当該認定をした日から 1 か月以
に関し不正又は不誠実な行為をし、町発注工事等の	上9か月以内
請負契約の相手方として不適当であると認められる	
とき。	

• 適	用							